

有事立法の先取り——戦時体制が常態化する在日米軍基地 —あらためて日本国憲法の平和主義を考える—

講師：山下 千秋 氏（日本平和委員会全国理事）

日時：2002年5月3日（金）10:00～12:00

場所：宮崎市中央公民館大研修室

資料集目次

- 山下報告レジュメ P1
- その他の資料 P2



主 催：日本科学者会議宮崎支部，宮崎民主法律家協会
協 賛：宮崎県平和委員会，政治の革新をめざす宮崎県懇談会

危険なアメリカ核態勢の見直しと有事法制、今こそ憲法第9条の値打ちを

二〇〇二年五月三日 佐世保原水協 山下千秋

はじめに

一、 九・二同時多発テロ・報復戦争がもたらしたものを——いったい何が明らかになったのか

- 1、人類の到達した平和のルールを台無しにした、イスラエルは即時・無条件撤退を
- 2、報復戦争は、つみなき市民の命を奪い、人道にもとる以外のなにものでもなかった
- 3、QDR（4年ごとの国防態勢の見直し）、悪名高き「悪の枢軸」発言、戦争拡大へ歯止めなき横暴勝手な道進むアメリカ単独行動主義
- 4、同盟国からも轟々たる非難、もはや一国だけのわがまま許す世界ではない
- 5、有事法制、集団的自衛権行使を迫る、在日米軍基地、自衛隊基地の増強ぶり・佐世保基地の実態が示すもの。

二、 ブッシュ政権の「核態勢の見直し」のかつてない危険な内容

- 1、今なぜ見直しか、二つの根本的な問いを突きつけられていたアメリカ政権
- 2、「見直し」で何が新しく打ち出されたのか——機密部分で明るみになったこと
 - ① 再び「使える核兵器」へ、七カ国を名指し、核使用政策を全面にした新戦略。
 - ② 新型核兵器の開発に乗り出し、地下核実験も準備促進。
 - ③ 戦略核三分の一に「削減」は見せかけ。いつでも増やせ、決してなくさない。
- 3、危険性増す戦術核兵器と同盟国——「有事」下での核持ち込み、核使用の危険。
- 4、アメリカ核政策のもつ矛盾、いよいよ緊急・重要な核兵器廃絶の課題

三、 有事法制法案で緊迫する国会情勢、急いで学び（知り）、知らせ、譯りさせよう

- 1、世界でも異常な小泉政権のアメリカ追従ぶり。その流れのなかの有事法制
- 2、官房機密費、ムネオ、加藤疑惑、BSC、小泉政権に国益・外交を語る資格なし。

四、 何が出されようとしているのか、回まってきた三法案の重大な中身。

- 1、有事法制の出発点、アミテージ報告
- 2、有事法制の全体像と小泉政権のシナリオ
- 3、有事法制の三つの問題
- 4、「備えあれば憂いなし」「憲法のワクない」などのごまかしを打ち破る。
- 5、「武力攻撃事態」を「おそれ」や「予測できる事態」まで発動対象に。
- 6、「周辺事態」もケース——日本攻撃より、米軍による介入戦争への参戦。
- 7、首相統制下に戦争協力体制、国民には「努力」義務、罰則付きで動員。

五、 最大のねらいは、憲法とあいられない「戦争国家体制」づくり。

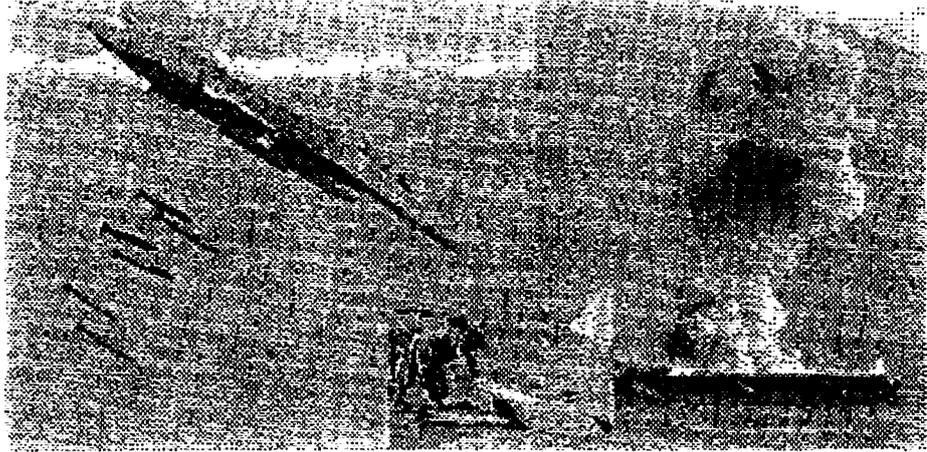
憲法九条こそ最大の国際貢献であり、最高の平和への備え。

Cursor
homepage

Appendix 4
Daily
Casualty
Count of
Afghan
Civilians
Killed in U.S
Bombing
Attacks

WorkingForChange
December 18,
2001
**The
Forgotten
Dead**
Do you know how
many have died?
Didn't think so.

New York Times
December 15,
2001
**An Unlucky
Place**
An Afghan village
where errant
bombs fell and
killed, and still lurk
in wait



A Dossier on Civilian Victims of United States' Aerial Bombing of
Afghanistan:
A Comprehensive Accounting

"What causes the documented high level of civilian casualties -- 3,767 [thru December 6, 2001] civilian deaths in eight and a half weeks -- in the U.S. air war upon Afghanistan? The explanation is the apparent willingness of U.S. military strategists to fire missiles into and drop bombs upon, heavily populated areas of Afghanistan."

Professor Marc W. Herold
Ph.D., M.B.A., B.Sc.

Departments of Economics and Women's Studies
McConnell Hall
Whittemore School of Business & Economics
University of New Hampshire
Durham, N.H. 03824, U.S.A.
FAX: 603 862-3383

しんぶん赤旗 2002年1月9日

同時テロ事件犠牲者数(人) (4日現在)

	ビル 内	機内 (犯 人除く)	合計
世界貿易センター	2748	147	2895
国防総省	125	59	184
ペンシルベニア州	—	40	40
合計			3119

検証 自衛隊派遣 私はこう見る

《1》

テロ対策特別措置法に基づき、インド洋などで米英軍を補給支援した自衛艦三隻が、佐世保市の海自佐世保基地に帰還した。乗員の証言からは、政府が安全とした後方地域で、想定外の危険が頻発した実態が明らかになった。一方で、政府は三月末までだった支援活動期間の延長を決めた。防衛政策の転換点となった「戦時」初の海外派遣について、賛否両論の立場から検証してもらう。

(佐世保支局・田中整子)

—延長をどうみるか。

「即、中止すべきだ。アフガニスタンでは暫定政権による復興が始まっており、米軍が同時テロの報復として攻撃を続ける理由は既にある。さらに米国は、国際社会の反対を押し切って、次の戦争をイラクなどに拡大しようとしており、延長は米国の戦争拡大に何らかの形でつながるであろう意図を感じる。このような米国追随は、日本の孤立化を深めるだけだ」

—米国の軍事作戦や

自衛隊の派遣支援に反対する理由は、「テロは無差別に人命を奪う、人類社会に

対する絶対に許されない犯罪行為だが、犯罪なのだから、国際法に

よって国連が中心にならなければならない」

を支持しているのは明白な事実で、『非戦闘地域での活動で、武力行使ではない』

「医療支援、人道支援など、非軍事でできることはいくらでもある。貧困などテロの根源にあるものを断ち切ることも、テロを解決する道だ。自衛隊派遣の費用を、食料援助、復興、自立支援などに回していれば、アフガン市民への真の助けになったはずだ」

佐世保原水協理事長

山下千秋さん(54)



「平和宣言」の初心へ

島経に撤4の動
鹿国を視、ら協運
あき旧学監か水名
1967年、入の83保署
ちあ基地。世め
した。1967年、入の83保署
やま(現)市議。佐求
ま(現)市議。佐求
やま(現)市議。佐求
県生大保動同器廃絶を求
東済大世運同器廃絶を求
は現在9万人分に

「佐世保市は戦前は旧日本軍のアジア侵略の拠点とされ、戦後は米軍、自衛隊基地で潤う都市となり、今回の海外派遣では九条違反を真っ先に支援する役割を担った。しかし、市は朝鮮戦争の直前、軍港から商港の都市に生まれ変わるという『平和宣言』を行ったことがある。この初心に立ち返るべきだ。基地は結局、戦争、つまり人を殺すための施設だ(という)ことに気づいてほしい」

—市民に訴えたいことを。

「そもそも戦時の自衛隊派遣は、国際紛争解決の手段としての武力行使放棄をうたった憲法九条違反。自衛隊が担当する補給支援が、米英軍の戦闘行為

「テロ組織は全世界に存在する。テロを軍事力で制圧するというのが、米国の論理を通せば、自衛隊派遣を続ける限り、九条は形が変化

「では、軍事力行使に代わって、テロ撲滅のためにすべきことは。」「医療支援、人道支援など、非軍事でできることはいくらでもある。貧困などテロの根源にあるものを断ち切ることも、テロを解決する道だ。自衛隊派遣の費用を、食料援助、復興、自立支援などに回していれば、アフガン市民への真の助けになったはずだ」

佐世保市長 米原潜24時間前通報の非公表受け入れ

特殊状況、やむを得ない

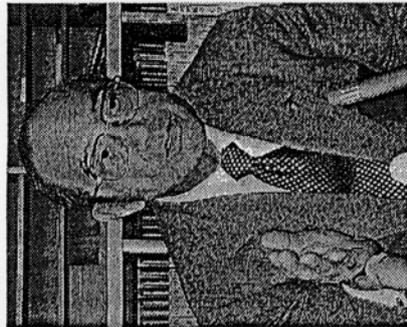
「この事件下という特殊状況下において、やむを得ない」。光武鎮・佐世保市長は21日の記者会見で、米原潜24時間前通報の非公表を受け入れた理由を説明した。非公表の問題は「3面の盾」という。これに対し、平和団体や労組は一斉に反発。佐世保港内で機嫌する漁業関係者も不安を募らせている。

〔森村久〕

米原潜力艦入港の24時間前通報は、1964年に米政府が出した声明に基づき、市や文部科学省が通報を受けて放射線測定を準備し、安全性を確認するための措置。佐世保市は外務省からの通報を基に、漁協や報道機関などに入港時間

なを通知している。今年4月には原潜シカゴが外務省に無通報のまま入港し、光武市長が「今後、の原潜入港は遠慮願いたい」と発言。これを受け、日米両政府は再発防止策を盛り込んだ共同声明を出している。

記者会見した光武市長



記者会見で事前通報の非公表を受け入れた理由を語る光武市長

によると、21日前、外務省から通報内容を非公表にするよう要請があった。光武市長は外務省の要請内容を19日に神奈川県須賀川で原潜が停泊した際、報道機関へのリコネクターが急降下して米軍がテロの脅威を感じ、日本政府に通告を申し入れた。19日は小泉首相がテロ対策を発表し、警備強化に努める措置として公表を差し控えるほしいとのことだったと説明した。

光武市長は「政府前通報の順守と放射線測定に支障を生じたくない確約を条件に要請を受け入れた」とし、「本来なら事前に広く知らせるのが当然だが、テロ事件とい

う特殊状況下では（非公表にしたら）もみ安全が保たれないと判断した。（原潜入港が）広く知られることによつて（テロ集団の）攻撃のチャンスが増えると思慮で考えた」と述べた。更に、漁船や旅客船の航行への影響については、これまで通り海上保安部の警備が十分に対応される見込みとした。

「無通報入港の際には原潜入港を『遠慮願いたい』と言ったが、今回も入港を控えるほしいとは思わなかった」との報道陣の疑問には「無通報は米軍の適応行為で今回は事情が違つた」と答えた。また、「昨午の米政府声明は日本国民全体に対するもので、非公表は情報統制につながるのではない」との問いには「皆さんの意見はあるだろう。市長の責任で判断した」と答えた。

「過剰反応だ」と批判

平和団体や労組反発

佐世保地区労の合和親・事務局長 佐世保原水協の山下千秋理事長ともに「住民の生命、財産を守るために入港しないよう求めるべきだと外務省の要請を受け入れた光武市長を批判。谷村事務局長は「市長の責任で判断したというが、自分たちの生命、財産を市長に巨額委任しているわけではない。情報が過剰されるのは問題で、過剰反応だ」と話し、山下理

事長は「住民に必要情報を遮断し、自治体が米軍の戦争に協力する」と

警戒続く佐世保

基地で爆弾騒ぎ

米軍同時多発テロ事件で警戒警備態勢が続く米海軍佐世保基地で爆弾騒ぎがあったことが分かった。騒ぎがあったのは19日、アーストップショップが並ぶ平屋のコン

になる。非常に危機感がある」と話した。西団体は過期にも抗議や申し入れをする予定。

ある漁協関係者は「海まで見ると原潜は非常に恐ろしい。事故が起こ

クリットの建物内。騒ぎろ、店内に放置されたバッグに「爆弾が入っているのでは」と騒ぎになり、客や従業員が一斉に退去。基地内が一時騒ぎになった。また基地のバックヤードで、人も車も規制されたため、基地に入れない車で基地前の道路は3

ても市に解決する窓口はない。情報がないと不安。事故防止のため配属してほしい」と話した。

時間以上支那した。バッグは従業員が置き忘れたものと分かったが、仕事で基地を訪れていた社員男性(28)は「騒ぎがはばらく分かった。爆発したらどうしよう」と心配だったと話していた。

有事立法先取り 大分・日出生台米軍演習では

政府は三日、有事法案概要を与党に説明、十六日にも閣議決定、国会提出をわらっています。一九九九年から大分県・日出生台（ひじょうだい）で実施されてきた米海兵隊の美弾砲撃演習は、これまでも「ガイドライン法のシミュレーション」と指摘されてきました。このうえ有事法制で強制措置がとられたらどうなるのか。有事法制への懸念が高まっています。（西部総局・藤原直記者）

「患者が発生したときには、よろしく願いたい」。別府市内の新別府病院と国立別府病院には、海兵隊の日出生台演習のつど、米軍関係者があいさつに訪れます。始まりは「移転演習」実施前の九八年十二月にあった国立別府病院への米軍医らの視察でした。

米軍医らが病院視察

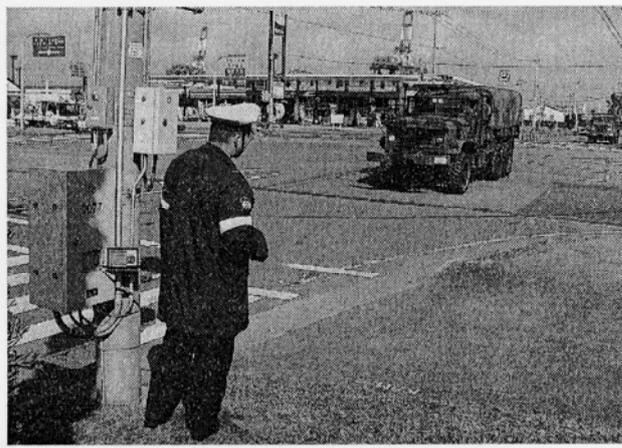
米軍医らは当時、同病院の救急室、手術室などを一時間強にわたって視察。医師数や診療科の内容を聞き取りました。米軍側は同病院を米軍資料「米軍別府港調査記録」にこうして記しています。『最寄りの民間医療施設は国立別府病院（ベッド数七百六十）で、すべての科がある』

その一文が書かれているのは、「役務、兵たん及び運用」の項目です。今年二月、演習中に負傷した米兵が、夜間、自衛隊のヘリで別府市まで運ばれ、実際に、民間の新別府病院で治療を受けました。住民側が別府での米兵の民間治療を知ったのはこのときが初めてです。

福岡防衛施設局によると、その手順は、まず米軍から同局側に「新別府病院で治療を受けさせた」と要請があり、現地対策本部が病院にその旨を伝えるというもの。同病院では二〇〇〇年演習時にも米兵の治療が四件あったといえます。

戦時における病院が「兵たん」とされた場合、医療活動は明確な戦争協力となること、軍人が次つぎ搬送されればベッドが不足、一般患者の受け入れに支障が出るという恐れも、有事法制では、医療関係者の強制動員や、病院の取用も検討されています。

信号はノンストップ



大在公共ふ頭から日出生台に向かう米軍車両。警官が信号機を操作しノンストップで通過させていた＝2002年1月23日、大分市内

今年一月二十三日。鈍く光る一五五ミリゅう弾砲四門が、大分市の大在公共ふ頭に姿を現しました。日出生台での四回目の「米軍移転演習」に参加するためです。

沖繩の米軍那覇軍港から民間船舶で輸送。陸揚げも日本の民間業者の手で行われます。「日本通運」のトレーラーに積み込まれたりゅう弾砲は、県警のパトカーに警備され、米軍車両とともに日出生台の中心メンバー。

画面を見ると、交差点を米軍車両の二団が通るときには、警察官が信号機を操作して、「青」に切り替えています。「これが二、三カ所どころではなかった（浦田さん）。まさに軍優先の戦時下をほうほうとさせます。過去四回の演習で、海兵隊員や砲門・物資の輸送を担当した民間業者は、日本通運、亀の井バス、大分交通、コンチネンタル航空、栗林商船など。有事法制下では、これら業者は「公用令書」で徴用され、その輸送では、道路交通法の規制は解除され、一切が軍事優先とされるのです。

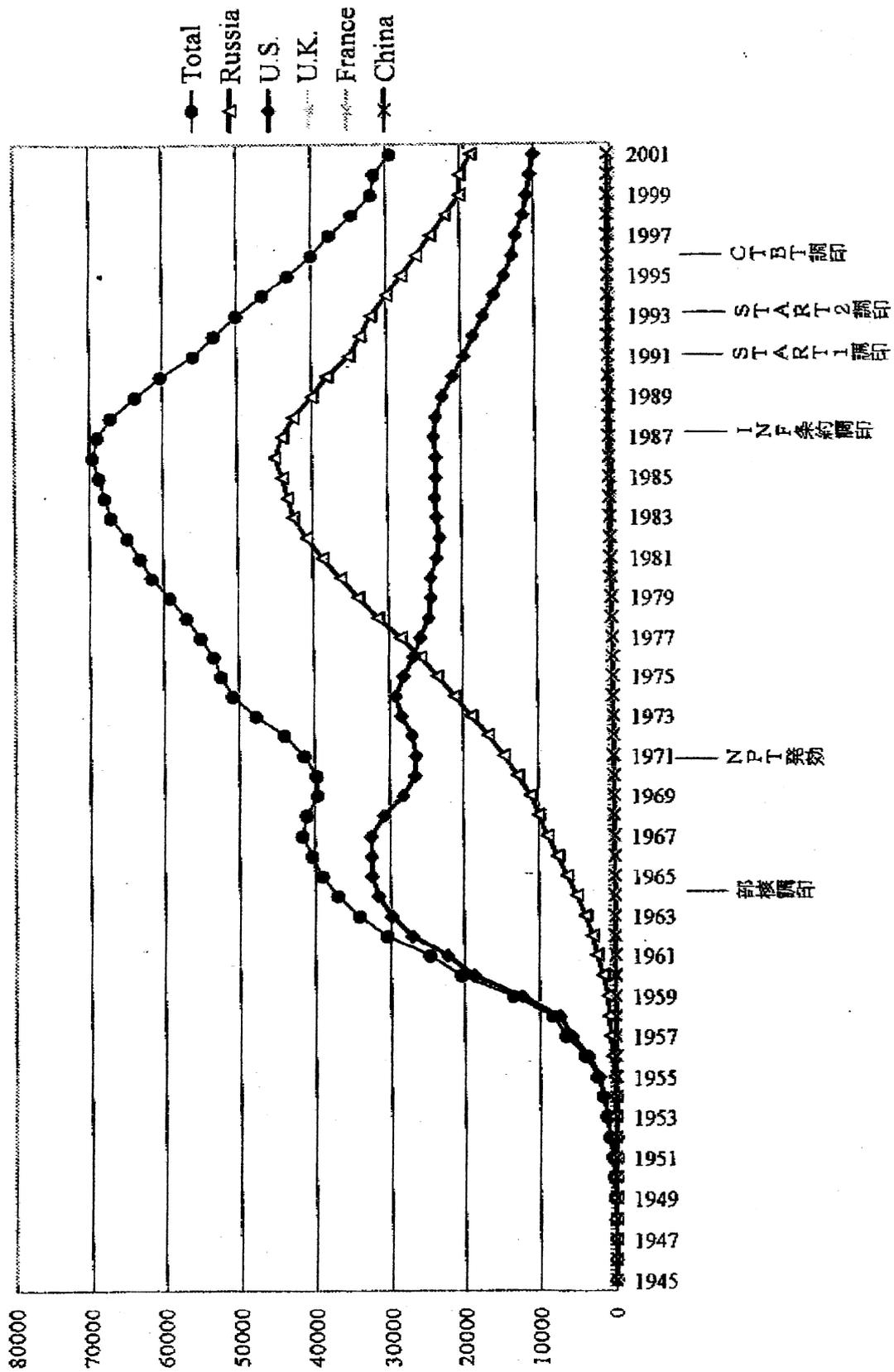
「有事法制の罰則規定には危機感を感じる。国の方針にたいして『地域住民のくらしを脅かすな』と反対している活動についても、制限できるような拡大解釈がきく表現も出てくるのでは、という不安もある」と浦田さん。

「国という巨大な力をもった機関がそんなことをするなんて、怖い気持ち悪かったですね。有事立法で、これがさらに進んでいったら本当に恐ろしい。そうなる前に反対していきたい」（浦田さん）

二〇〇一年二月、浦田さんたちは約一時間にわたって五人の防衛施設局職員に車で尾行されたことがあります。米軍の安心院（あじむ）町への外出を監視した後のことです。喫茶店に入っても、向かいの駐車場から監視してくるという露骨なもの。浦田さんが、「私たちはお茶を飲んで帰るだけですよ。やめていただきたい」と直接、伝えたあとも、施設局職員は尾行を止めませんでした。

核保有5大国の核弾頭数 (1945-2001)

(Nuclear Notebook - Bulletin of the Atomic Scientistsより)



特別ブリーフィング・スライド(全14枚)より

2002年1月9日

▼ アメリカ、友好国と同盟国にたいする現在の脅威と新しく生まれつつある脅威

- ・ 衰えることなくつづく、核、化学、生物兵器と弾道ミサイル運搬システムの拡散。
 - 12カ国が核兵器計画をもっている。
 - 28カ国が弾道ミサイルをもっている。
 - 13カ国が生物兵器をもっている。
 - 16カ国が化学兵器をもっている。

▼ 「4年毎の国防態勢の見直し」(QDR)。国防政策の目標

[同盟国と友好国の安全の保障]

- ・ 確実な非核と核の選択的対応が、アメリカのコミットメントを保障する。
- ・ 防衛システムが、安全保障上のパートナーとパワー投射戦力を保護する。
- ・ どの国にも劣らない核戦力が、同盟国と国民の安全を保障する。

[競争者を思いとどまらせる]

- ・ 多様な種類の能力は、競争者に成果を与えない。
- ・ 非核による打撃がアメリカにとって有利である。
- ・ インフラストラクチャーが、アメリカの競争力の優位性を約束する。

[侵略者の抑止]

- ・ 核と非核の選択肢が、状況に適合した抑止力を提供する。
- ・ 防衛システムは、挫折感に見舞われた敵対者が攻撃計画にもとづいて攻撃することを思いとどまらせる。
- ・ インフラストラクチャーが、生起しつつある脅威に対抗するアメリカの能力を改善する。

[敵を打ち破る]

- ・ 打撃システムは、敵の広範な目標を無力化することができる。
- ・ 防衛システムは、もし抑止に失敗した場合、保護手段を提供する。

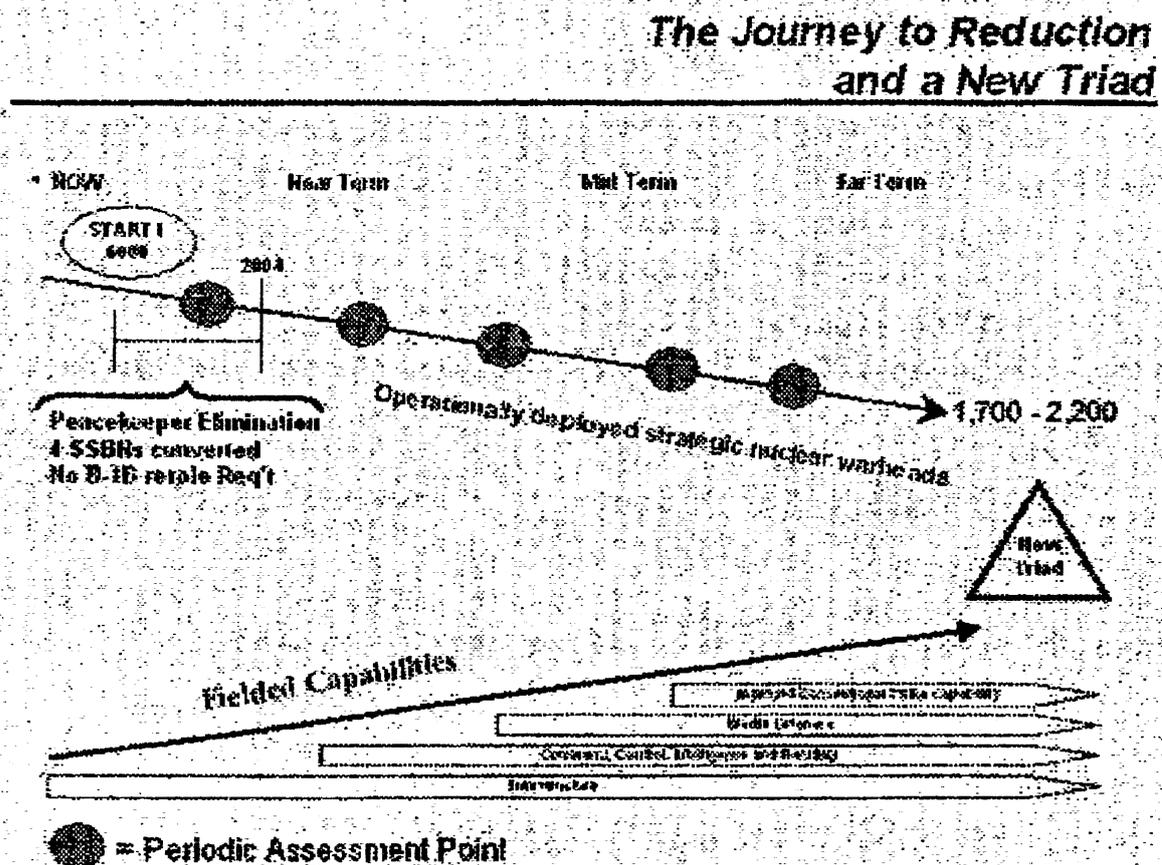
▼ 核戦力の規模

- ・ 一連の当面する、また潜在的な不測の事態に対処するアメリカの核の所要にたいする新しいアプローチ。
 - 当面する、また予期せぬ不測の事態に備えた実戦配備戦力。
 - 潜在的な不測の事態にたいして機敏に対応できる能力。
 - 事前計画は、当面する、また潜在的な不測の事態にとって必要不可欠。
- ・ 新しい国防政策目標の所要をみたすため、2012年までに実戦配備の弾頭数を1700ないし2200発とする。
 - 戦力の規模は、ロシアを含め、当面の不測の事態に影響されない。
- ・ 戦力構造および取り外される弾頭は、機敏に対応する戦力用に保存される。

▼ 現在の核戦力の維持

- ・ 現在の戦力は、2002年またはそれ以降まで維持されることが計画されている。
 - 現在のシステムの平均使用年数は、ミニットマン・ミサイルⅢ型が26年、D5型SLBMが9年、B52型爆撃機が40年、B2型爆撃機が5年、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦が10年である。
 - すべてのシステムにたいして耐用年数の延長が計画されている。
 - 後継の代替システムが研究されている。
- ・ トライデントD5型の耐用年数延長計画への十分な資金配分。
- ・ エネルギー省の[核]実験即応態勢の加達。
 - 最後の地下核実験がおこなわれたのは1992年である。
 - 核実験にたいする政府の立場は不変である。
 - ・CTBT(包括的核実験禁止条約)の批准に反対する。
 - ・実験のモラトリアム(一時停止)はひきつづき順守する。

▼ 核弾頭数の削減と「新しい3本柱」の道程

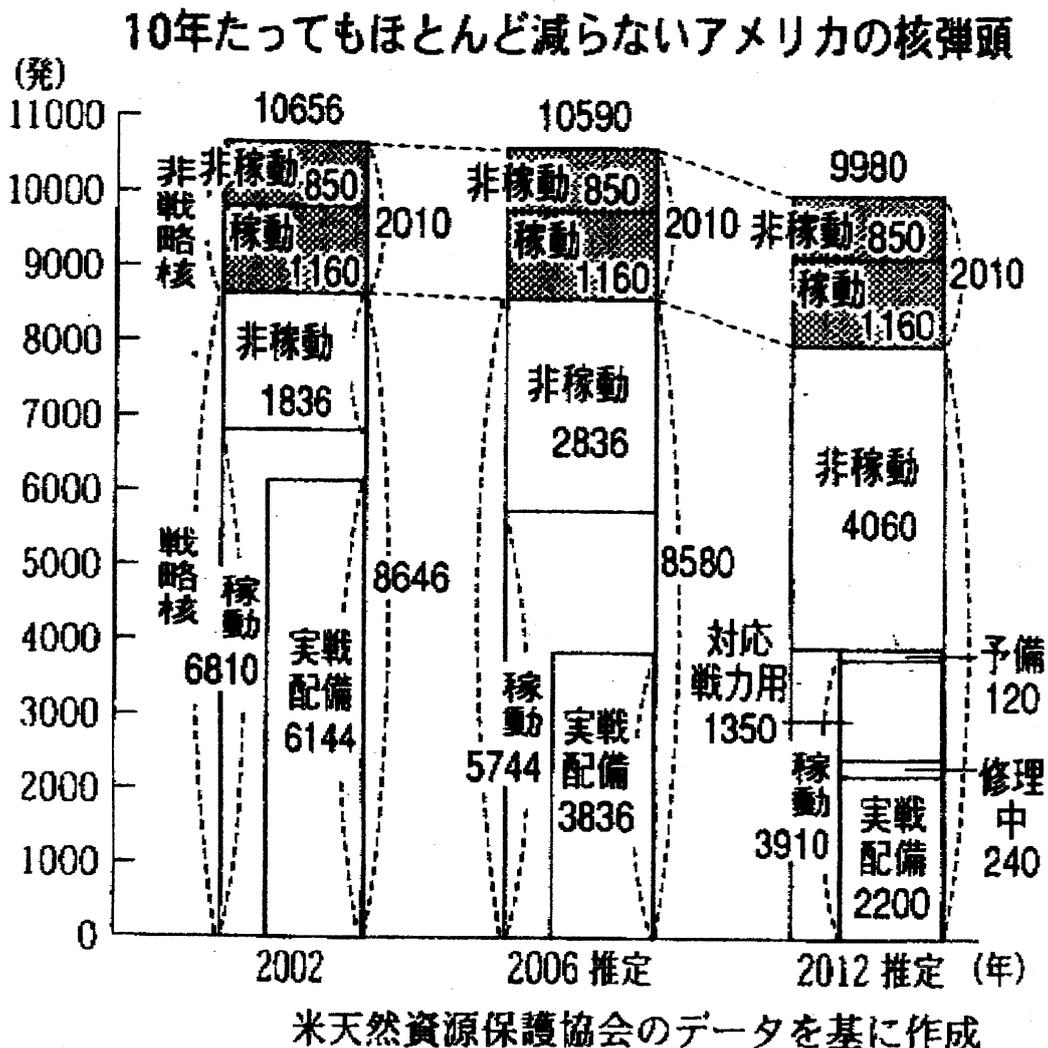


▼ 「核態勢の見直し」の決定事項

- ・ 今後 10 年間に実戦配備の弾頭数を 1700～2200 発に削減する。
 - 2002 年暦年からピースキーパー型(MX型)ICBMを退役させる。
 - 4 隻のトライデント型潜水艦を戦略任務から外す。
 - B1型爆撃機は、核任務に復帰する能力を保持しない。
 - 実戦配備されている[削減対象の]ICBMとSLBMから弾頭を取り外す。
- ・ 削減計画は段階的に実施する。
 - 2007 会計年度までに弾頭数を 3800 発に削減する。
 - 2007 会計年度以降は、2012 年までに 1700～2200 発への削減を完了する。

▼ 結論

- ・ 「核態勢の見直し」(NPR)は、軍の改革の第一歩への道筋を示したものである。
- ・ NPRは、新しい安全保障環境を、より正確に反映している。
- ・ 核兵器への依存を、防衛システムのすべての要素の相乗効果と取り替える。
- ・ 短期的リスクと長期的リスクのバランスをとる。



【「ロサンゼルス・タイムズ」2002年3月9日付】

「米、核兵器使用計画を策定——政府が機密報告で、中国、ロシア、イラク、イラン、北朝鮮、リビア、シリアの少なくとも7カ国を対象にした戦略を要求」

「ロサンゼルス・タイムズ」が入手した国防総省の秘密報告によると、ブッシュ政権は、軍部にたいし、少なくとも7カ国を対象に核兵器を使用する有事計画を策定し、戦場における一定の状況で使用する小型核兵器を開発するように指示した。

1月8日に議会に提出された秘密報告によれば、国防総省は、中国、ロシア、イラク、北朝鮮、イラン、リビア、シリアにたいし核兵器を使用する態勢を整えておく必要がある。報告では、核兵器は次の3種類の状況で使用される可能性があるとのべられている。それは、①通常兵器で破壊しきれない対象にたいして、②核・生物・化学兵器攻撃への報復で、③予期せぬ軍事的展開において——である。

この報告コピーは、軍事専門家である本紙寄稿者のウィリアム・アーキン氏が入手した。…「これはダイナマイトだ」と、ワシントンのカーネギー国際平和基金の核兵器専門家、ジョセフ・サイリンシオン氏はのべた。「これらの国が国連で何と云うか目に浮かぶ」。軍縮支持者らは、この報告にある小型核兵器開発への指令は、ブッシュ政権がこれまで以上に最終手段以外には核兵器を使用しないという長い間のタブーを無視しようとしているという意思表示となるかもしれない、とのべた。彼らは、このような動きが、ほかの国々に自分たちも兵器を開発すべきだと思わせることによって世界を危険なほどに不安定化しかねないと警告した。

…しかし、保守的な評論家のなかには、何十もの国やいくつかのテロリスト集団が、秘密の兵器開発プログラムに従事している今こそ、国防総省は起こりうるあらゆる不測の事態に備えなくてはならないと主張した人々もいた。彼らは、小型兵器には重要な抑止の役割があると主張した。というのも、多くの侵略者は、米軍が近隣領土や友好国の国民に荒廃をもたらすことになるキロトン規模の兵器を使用しないと思込んでいるかもしれないからだ。

…国防総省報道官のリチャード・マックグローは、文書は機密であるとして、コメントを拒否した。議会は、2000年9月に米国の核態勢の見直しを要求した。最後のこの種の見直しは、1994年にクリントン政権のもとでおこなわれた。ドナルド・H・ラムズフェルド国防長官によって署名されたこの新しい報告は、現在、核戦争計画を策定するために米戦略軍によって利用されている。ブッシュ政権の当局者たちは、公式には核見直しをおおまかにしかのべていなかった。彼らは公式には、政府は核兵器への依存度を減らしたいと、政策の一部を強調していた。クリントン政権の見直しも機密扱いだったため、具体的な比較はできない。しかし、評論家は、この報告は以前の政策と明らか異なっているとのべた。

米国の政策立案者は一般的に、核保有国と同盟を結んでいない限り、非核国にたいしては核兵器を使用しないと示唆してきた。彼らは、化学・核兵器による攻撃のあとの報復で核兵器を使用するかどうかについては、あいまいさを残していた。

報告によると、国防総省は、アラブ・イスラエル紛争、中国と台湾間の戦争、北朝鮮の韓国攻撃の際の核兵器使用にむけて備えていなくてはならない。核兵器はまた、イラクによるイスラエルまたはその他の近隣諸国への攻撃の際にも必要になるかもしれない、という。

報告は、ロシアはすでにおおやけには「敵」でないと表明している。しかし、配備済み核弾頭約 6000 発とおそらく 1 万発にのぼる小型「戦域」核兵器を含む、ロシアの巨大な兵器保有量は依然として懸念されると認めている。…

国防総省は、1970 年代まで戦略核兵器の使用計画に積極的にかかわってきた。しかし、計画はここ 20 年ほど遠ざかっていた。評論家らによると、報告の「予期せぬ軍事的展開」への言及は、ならずもの国家やテロリスト集団が、米国の通常戦力では対抗しがたいまったく未知の兵器を突然使用するのではないかという懸念からおこっている。

現政権は、10 年以内に攻撃核兵器の 3 分の 2 を削減、つまり 1700 から 2200 発のミサイルにまで減らすと提案した。政府当局者らはまた、従来は核兵器によっておこなわれていたであろう任務のいくつかに通常精密誘導兵器を使用したいとのべた。しかし批判的な人々は、報告は核の役割を減じるというブッシュ政権の提案に矛盾するとのべた。「これは明らかに、核兵器を抑止するよりも、それを戦争の道具にするものだ」とサイリンシオンは発言した。□

【「ニューヨーク・タイムズ」2002 年 3 月 10 日付】

「新型核兵器と新たな核攻撃目標を想定する米核戦争計画」

…本紙は 56 ページのこの報告のコピーを入手した。…この報告のもっとも重要機密といえる部分の一つは、米国が敵に対してその「核攻撃能力」の使用を必要とするであろう不測の事態についての検討である。

冷戦時においては、米国はソ連の西欧攻撃を抑止するために核兵器を使用していた。しかし現在、わが国は「イラクのイスラエルなど近隣諸国に対する攻撃、あるいは北朝鮮の韓国に対する攻撃、台湾の地位をめぐる軍事対決」を含む核兵器が使用される新たな不測の事態に直面しているのだと、国防総省報告は主張している。

報告のもう一つの主題は、敵の貯蔵する生物、化学兵器その他の大量破壊兵器を破壊するための核兵器の使用の可能性である。…

報告のもっとも微妙な部分の一つは、非核保有国についての検討である。報告は、キューバミサイル危機に触れながら、敵が大量破壊兵器を含む新たな戦力を突然明らかにした

り、核兵器を保有する外国においてクーデターで政権が交代するということに不意打ちを食わされる可能性があることを指摘している。…

ある元米政府当局者は、非核保有国を攻撃する新型兵器を開発することそれ自体は、事件の発生には至らないものであり、アメリカのこれまでの政策と矛盾するものではない、という。しかし、それを使用することは、その国が NPT に違反して核兵器を開発しない限り、これまでの政策と矛盾する、と指摘する。

その元政府当局者は、「私は、これらの国に対して使うための地下壕破壊用核兵器を開発することがこれまでの誓約に違反するといっているのではない。しかし、それらの国が核兵器入手によって彼らの保証を破らない限り、彼らに対して核兵器を使用することは誓約違反になるだろう」とのべた。

国防総省報告は、これ以外の不測の事態についても検討している。報告は、中国も潜在的敵国であり、その核・非核戦力の近代化をすすめていると指摘している。ロシアはもっとも強大な核戦力を保有しているが、報告はロシアとの関係はきわめて改善されているとの見地をとっている。

「この結果、ロシアを巻き込む不測の事態は、あるように見えるものの、想定できない」と報告はのべている。とはいえ、米国はロシアとの関係が常に順調であると確定はできず、「米核戦力の水準と態勢を復元する」準備をしていなければならない、と報告は指摘している。

報告は、核兵器が使用されるかもしれない潜在的状況を調査することに加えて、必要とされる戦力についても検討している。ブッシュ政権は、約 6000 発の現在の米国の戦略核戦力を大幅削減して 1700 から 2200 にする計画であるとのべている。

ブッシュ政権の批判者は、クリントン政権は将来の〔戦略〕核兵器を 2000 から 2500 発まで削減すると合意しており、ブッシュ政権の削減規模はクリントン政権の予測とほぼ同じだと主張する。ブッシュ政権の示す削減のほうが大幅に見えるが、国防総省は改修中の爆撃機や核ミサイル搭載潜水艦はもはや数に数えないというように核兵器の数え方を変えている。

国防総省〔報告〕は、これまでの背景説明に新たな細目を加え、将来の戦力構成は以下の構成部分からなるとしている。米国は 2012 年までに、トライデント型戦略原潜を 14 隻プラス修理中の 2 隻、保有する。これは数百基のミニットマンⅢ型陸上配備ミサイルと約 100 機の B52H 爆撃機および B2 爆撃機と共に三本柱を形成する。

「これによって 1700 から 2200 発の実戦配備の戦略核弾頭と、潜在的な不測の事態に対応すべきさまざまな種類の戦力が提供される」と報告はのべている。

しかし国防総省報告は、核計画は単に数だけではないと主張している。国防総省は、現存する核兵器の改善と新型核兵器の開発を求めている。

報告は、地下の施設や強化された地下壕の破壊に使用される「地中貫通兵器」の改善の必要性を強調している。見直し報告の秘密部分によれば、70カ国以上が地下施設を使用している。報告は、現存する地中貫通兵器は B61-11 爆弾だけであり、これは限定的な「地中貫通能力」しか持っていないとしている。

報告は、改善された低爆発力の地中貫通核兵器は、より少ない放射性降下物で同等の破壊が可能であり、利用価値があると主張している。新型のより大規模爆発力の地中貫通核弾頭は、地中深くに隠された目標の攻撃に必要となる。そのような地下目標の特定はきわめて困難であるが、米特殊作戦部隊が目標特定の任務に使用できようとのべている。…

全体的に、国防総省報告は、敵の大量破壊兵器に対してより容易に使用できる、可変的で低爆発力で高精度、短時間に照準を合わせることができる核兵器の必要性を強調している。国防総省当局者は、これによって米国は敵の化学、生物、あるいは核兵器を破壊するもう一つの手段を与えられるという。しかし、これを批判する人々は、ブッシュ政権は使いやすい核兵器の開発を主張することによって、実際には、核の敷居を低くしていると主張する。

…もう一つの政治的に微妙な問題点は、米国の核実験凍結について報告が検討していることである。ブッシュ政権は包括的核実験禁止条約(CTBT)批准を拒否したが、核実験再開の計画はないとしている。しかしこの報告は、新型核兵器の製造と現存する核兵器の信頼性を確保するため、核実験再開が必要となるかもしれないと示唆している。

「米国は核実験の必要なしに貯蔵核弾頭を維持するため、あらゆる努力をしているが、それは不確定的な将来においては不可能となるかもしれない」と報告は主張している。□

◇世界各国の軍事費2001

(単位:ドル)

1位	アメリカ	2946億
2位	ロシア	588億
3位	日本	444億
4位	中国	411億
5位	フランス	342億
6位	イギリス	338億
7位	ドイツ	282億
8位	イタリア	205億
9位	サウジアラビア	183億
10位	ブラジル	175億
12位	インド	144億
13位	韓国	125億
15位	イスラエル	94億
16位	カナダ	75億
17位	イラン	73億
19位	オーストラリア	70億
20位	パキスタン	36億

(英国国際戦略研究所資料 <http://www.iiss.org/scripts/index.asp>より)

◇世界の軍需企業ビッグ20

国	企業名	契約高、単位:ドル	
1位	アメリカ	ロッキードマーチン	179億
2位	アメリカ	ボーイング	156億
3位	イギリス	BAEシステム	155億
4位	アメリカ	レイセオン	115億
5位	アメリカ	ノースロップグラマン	71億
6位	アメリカ	ゼネラルダイナミック	56億
7位	フランス	トーマスCSF	41億
8位	アメリカ	リットン	39億
9位	アメリカ	UTC	35億
10位	フランス	AM	33億
11位	ドイツ	ダイムラークライスラー	31億
12位	イタリア	IRI	30億
13位	アメリカ	TRW	30億
14位	日本	三菱重工	25億
15位	イギリス	ロールスロイス	24億
16位	イギリス	GKN	19億
17位	アメリカ	ニューポートニュース	18億
18位	フランス	DCN	17億
19位	アメリカ	ゼネラルエレクトロニック	16億
20位	アメリカ	コンピューターサイエンスC	15億

(2001年、ストックホルム国際平和研究所資料)

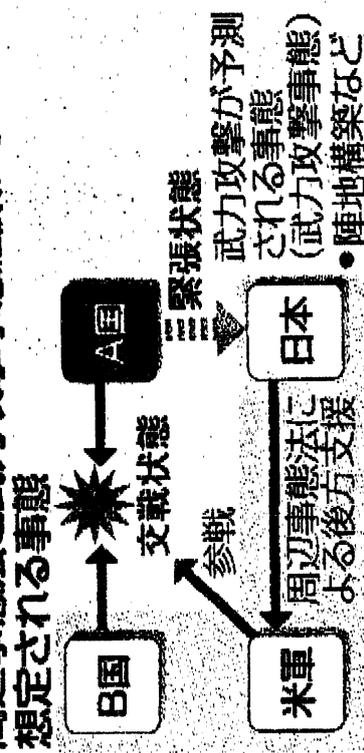
政府が狙う有事立法の全体像

今国会で提出するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○武力攻撃対処法案（包括法案） 基本理念、国・地方公共団体などの責務、対処基本方針、法制整備の項目などを規定 ○安全保障会議設置法改悪案 武力攻撃事態への対処基本方針を諮問事項とする ○自衛隊法改悪案 物資の収用規定、防衛出動命令前の陣地構築、保管命令違反者への罰則、防衛出動時の自衛隊への特例などを規定
今後、整備	<ul style="list-style-type: none"> ○国民生活・国民経済への措置 警報の発令・避難指示、施設や設備の復旧、保健衛生・社会秩序維持、輸送・通信統制、国民生活安定、被害復旧 ○武力攻撃事態終結のための措置 捕虜の取り扱い、電波の利用その他通信統制、船舶・航空機の航行統制 ○米軍の行動を円滑にするための措置 ○緊急事態への対処のための施策 武力攻撃事態以外の事態（テロ、不審船など）への対処を迅速に実施するため必要な施策を講じる

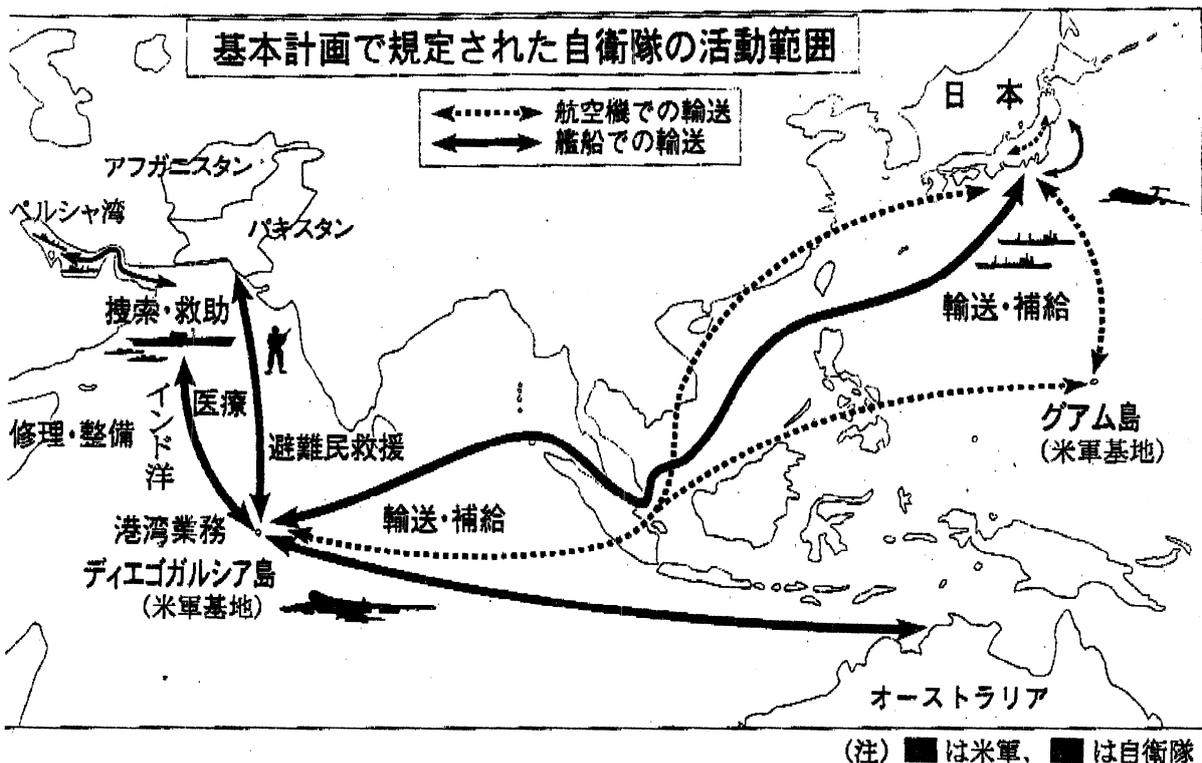
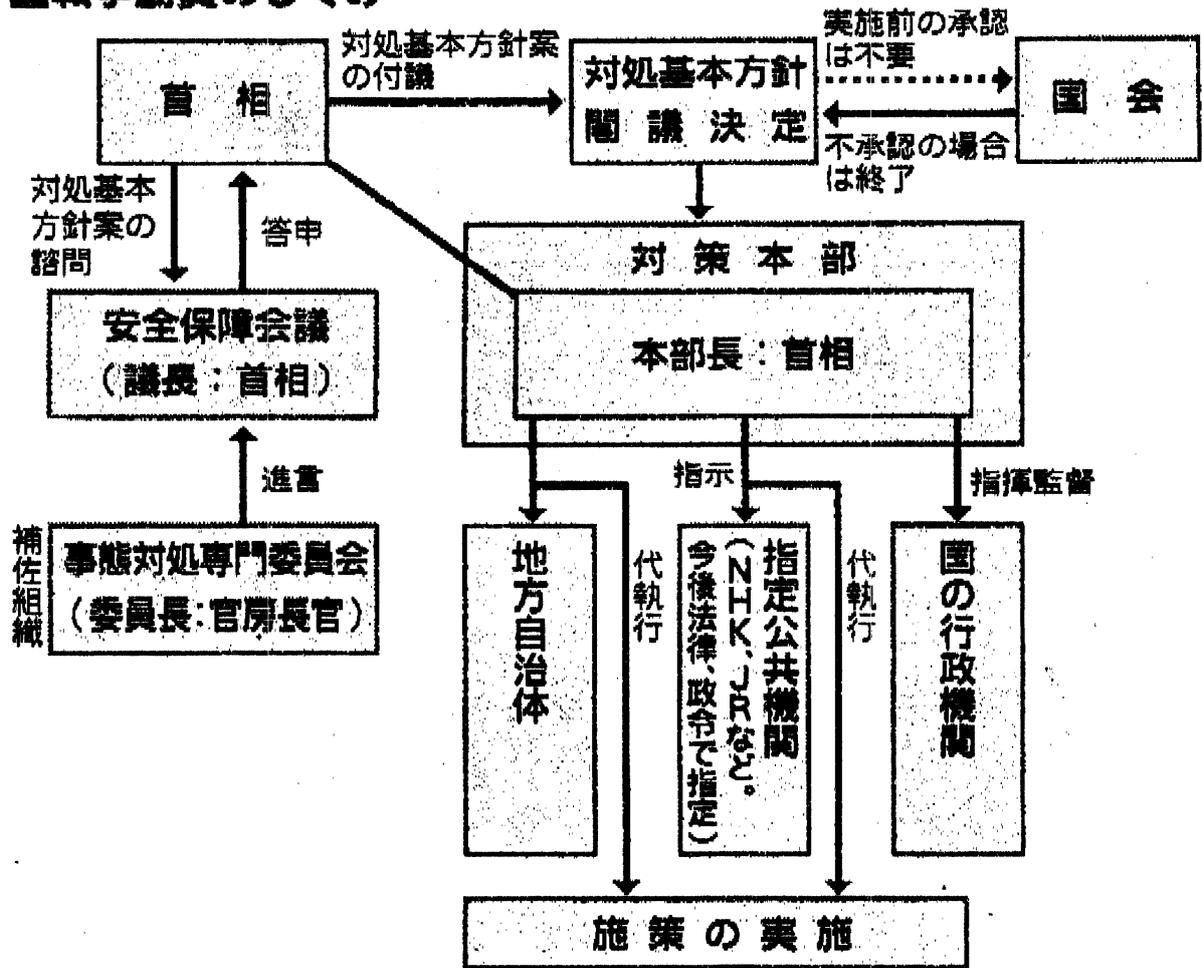
有事関連三法案概要のポイント

「武力攻撃事態」	日本に対する武力攻撃」と定義。武力攻撃のおそれがある場合、予測される場合も含む
国会は事後に	「対処基本方針」の承認、実施前には必要とせず
責務の明確化	国のほか地方自治体、指定公共機関の責務を明記
首相に権限	「対策本部」を置き、首相が本部長。地方自治体、指定公共機関に指示またはみずから執行
罰則規定	物資の保管命令違反に懲役・罰金刑。立入検査拒否に罰金刑

周辺事態法と武力攻撃事態法案によって



戦争動員のしくみ



武力攻撃法案の骨子

【武力攻撃事態におけるわが国の平和と独立ならびに国および国民の安全の確保に関する法律】

第一条(目的) この法律は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、わが国の平和と独立ならびに国および国民の安全の確保に資することを目的とする。

第二条(定義) 武力攻撃(武力攻撃の恐れのある場合を含む)が発生した事態または事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

対処措置

イ 武力攻撃事態を終結させるために実施する次に掲げる措置。

(1) 自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動。

(2) 自衛隊の行動および米軍が日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要となる行動が田舎かつ効果的に行われ、実施するために必要な物品、施設または役務の提供その他の措置。

口 武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、または武力攻撃が国民生活および国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるよう、次に掲げるために実施する次に掲げる措置。

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設および設備の応急の復旧その他の措置。

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置。

第三条(基本理念) 1 3 略

4 武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限を加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に

対処するため必要最小限のものであり、公正かつ適正な手続きの下に行われなければならない。

第四条(国の責務) 国は、わが国の平和と独立を守り、国および国民の安全を保持するため、組織および機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

第五条(地方公共団体の責務) 地方公共団体は、当該地域ならびに国民の生命、身体および財産を保護する使命を有することにかんがみ、国および他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に際し、必要な措置を実施する責務を有する。

第六(七)条(国民の協力) 国民は、国および国民の安全を確保することの重

要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努める。

第九条(対処基本方針) 1 政府は、武力攻撃事態に至ったときは、武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針を定める。

2 対処基本方針に定める事項は次の通り。

▽武力攻撃事態の認定

▽武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針

▽対処措置に関する重要事項

3 略

4 対処基本方針には首相は防衛行動を命じる場合はその旨を記載しなくてはならない。

5 首相は対処基本方針の案を作成し、閣議決定を求めなくてはならない。

6 首相は閣議決定があつたときは直ちに国会承認を求めなければならない。

7-14 略

第一〇条(対策本部の設置) 1 首相は対処基本方針が定められたときは、閣議にかけて臨時に内閣に武力攻撃事態対策本部を設置する。

2 首相は対策本部を置いたときは名称、設置場所、期間を国会報告するとともに公示しなくてはならない。

第一一条(対策本部の組織) 1 対策本部の長は首相を充てる。

2-7 略

第二二条(第二三条) 略

第一四(五)条(対策本部長の権限) 1 略

2 地方公共団体の長等は対処措置に関して

策本部長が行う総合調整態に照らし、緊急を要すると認めるとき。

第一六(七)条 略

第一八(九)条(国連安全保障理事会への報告) 政府は、武力攻撃の排除にあつてわが国が講じた措置について直ちに国連安全保障理事会に報告しなければならない。

第一九条(第三)条 略

第二四(五)条(その他の緊急事態対処のための措置) 1 政府は、わが国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、わが国の平和と独立ならびに国および国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態以外に国および国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じるものとする。

付則 この法律は公布の日から施行する。

策本部長が総合調整態に照らし、緊急を要すると認めるとき。

第一六(七)条 略

第一八(九)条(国連安全保障理事会への報告) 政府は、武力攻撃の排除にあつてわが国が講じた措置について直ちに国連安全保障理事会に報告しなければならない。

第一九条(第三)条 略

第二四(五)条(その他の緊急事態対処のための措置) 1 政府は、わが国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、わが国の平和と独立ならびに国および国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態以外に国および国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じるものとする。

付則 この法律は公布の日から施行する。

策本部長が総合調整態に照らし、緊急を要すると認めるとき。

第一六(七)条 略

第一八(九)条(国連安全保障理事会への報告) 政府は、武力攻撃の排除にあつてわが国が講じた措置について直ちに国連安全保障理事会に報告しなければならない。

第一九条(第三)条 略

第二四(五)条(その他の緊急事態対処のための措置) 1 政府は、わが国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、わが国の平和と独立ならびに国および国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態以外に国および国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じるものとする。

付則 この法律は公布の日から施行する。

策本部長が総合調整態に照らし、緊急を要すると認めるとき。

第一六(七)条 略

第一八(九)条(国連安全保障理事会への報告) 政府は、武力攻撃の排除にあつてわが国が講じた措置について直ちに国連安全保障理事会に報告しなければならない。

第一九条(第三)条 略

第二四(五)条(その他の緊急事態対処のための措置) 1 政府は、わが国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、わが国の平和と独立ならびに国および国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態以外に国および国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じるものとする。

付則 この法律は公布の日から施行する。

安全保障会議設置法一部改正案（抜粋）

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針

第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 内閣総理大臣が必
要と認める武力攻撃事態への対処に関する重要事項

第二条第一項に次の一号を加える。

七 内閣総理大臣が必

要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態及び前号の規定により国防に関する重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ）への対処に関する重要事項

第五条中第七号を削

り、第四号の次に次の二号を加える。

五 経済産業大臣

六 国土交通大臣

第五条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 総務大臣

第五条に次の二項を加える。

2 議長は、必要があ

ると認めるときは、前項に掲げる者のほか、同項に掲げる国務大臣以外の国務大臣を、議案を限

て、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3（略）

（事態対処専門委員会）

第八条 会議に、事態対処専門委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、第二条

第一項第四号から第七号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する

る調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、内閣官房長官をもって充てる。

5 委員は、内閣官房

及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

付則（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

有事法案を閣議決定

戦後初 安保の一大転機

政府、今国会成立目指す

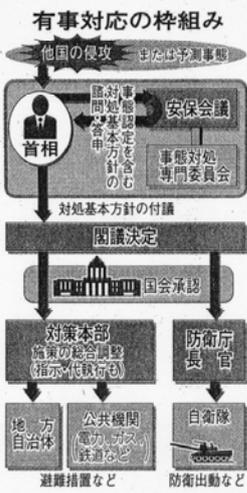
政府は十六日夜、安全保障会議・臨時閣議を相次いで開き、日本が外国から侵攻を受けた場合に備え、国の憲法上の在り方や首相の地方自治体への指揮権、自衛隊の権限拡大などを盛り込んだ有事関連三法案を決定した。本格的な有事法制としては戦後初の立法措置で、憲法で戦争放棄をうたう日本の安全保障政策の一大転機となる。政府は三法案を十七日に衆院へ提出し、今国会での成立を目指す。与野党内には慎重論も根強く、激しい国会論争が展開される見通しだ。(2、3、4面に関連記事)

臨時閣議は、三法案の審議を、自衛隊の行動に「格安定、捕虜の処遇」や「必要なら国会提出と併せて武器と空母海に実用するためを挙げ、こうした措置の法整備を講ずる」との指針を示すこととまとめた。武力攻撃事態法案は、対空となる事態を「外部からの武力攻撃が発生し、純一郎首相談話を決定。首相は記者団に「国民の安全をいかに平時から考えるか」という重要な法案だ」と強調。福田康夫首相も記者会見で「三法案の速やかな成立を期したい」と表明した。

閣議法案は新規立法の武力攻撃事態法案、安全保障会議設置法、自衛隊法の改正案。法案には物資保管命令に従わない民間人への罰則を、私権制限につながる規定

首相の狙いは「実績」づくり

小泉純一郎首相は十六日、有事関連三法案の閣議決定にききつけ、戦後先のアロ対策特別措置法に基づき戦時下の自衛隊海外派遣に続く安全保障面での積極策で、「日米安保体制の強化」は間違いないが、アジア諸国への配慮を残されたいとの意味が「課題は多い」。



有事対応の枠組み

有事法制化という「実績」づくり

歴史が首相ができなかった有事法制化という「実績」づくりの目玉を置いた。

「事態」だけでなく、「武力攻撃を測られる事態」にも拡大。政府が自衛隊出動などを含む対処基本方針を作成し、首相を長に対策本部を設置する仕組みを定めた。

対処基本方針の閣議決定後、直ちに国会承認の手続きを行う義務付けられたが、事態の認定はあいまいさを残した。対処措置実施の際、首相に「武力攻撃を測られる事態」にも拡大。政府が自衛隊出動などを含む対処基本方針を作成し、首相を長に対策本部を設置する仕組みを定めた。

自衛隊法改正案は、防衛出動が測られる場合、首相の承認を得て防衛庁長官が私的に陣地構築を命令できるとする準備行為規定を新設。その新設する。

正案では、首相と閣僚をメンバーとし、専門的意見を運営する下部組織として官房長官を長とする事態対応専門委員会を新設する。

自治体や公共機関への指揮権を付与。緊急時には司法手続をなしに代執行できる強い権限を認められる。

安全保障会議設置法改正案は、計二十の国内法の適用除外措置も明示した。

ronsetu@mbx.mainichi.co.jp

社説

武力攻撃事態法

政府は16日、有事3法案を決定した。日本が武力攻撃を受けた場合に、首相が強い権限で国内を指揮し、自衛隊が円滑に行動できるようにするための法案である。戦争状況を想定して備えることは、憲法上の具体的な根拠に乏しく、戦後の日本が法整備を避けてきた分野である。そこに踏み込む以上、日本が危機にひんした時に、制約を受けかねない基本的人権を守っていくか、自衛隊の暴走をいかに防ぐか、冷静かつ納得のいく議論が求められる。

3法案は、武力攻撃に対処する基本理念、首相の権限、国民の協力について定めた「武力攻撃事態における国の平和と独立並びに国民の安全確保法案」、▽安全確保会議の機能を強める安保会議法改正案▽防衛出動の前から自衛隊が陣地を構築し、家屋を壊したり立ち木の伐採なども認める自衛隊法改正案からなる。

いわゆる有事法制の整備は、1977年に福田赳夫内閣が研究を始めて以来、政府が懸案としてきた。日本が攻められた時、自衛隊が国会の承認に基づいて防衛出動し、防衛に当たることは自衛隊法で規定済みだ。ところが、そうした場合の下の入権や財産権、公共上の規制を平時のようには守れば、自衛隊にとっては制約となる。制服組が内々に独自案を作ったのが、「三矢研究」(83年)であり、いざという時は超法規的に行動すると本音を漏らしたのが、栗栖弘臣統合幕僚会議長の発言(78年)だった。真っ先に取り組むものと考え、世界有数の軍事力を持ちながら有事法制がなく、そうした下で国民の権利を守る法制もない状態は、法治国家としてまわしくない。その意味では、今から50年前に出来ていないと可哀しい。当然やるべきことをしていなかった、ではないと認めながら、こうし

た事態へ対応する法整備の理由を説明しては、国民の権利の法制も後回しだ。「世世の悲願」という防衛庁と自民院防衛の主張だけでは、国民は納得しない。首相が地方自治体と指定公共機関に指示する権限と、国民の協力の関に指示する権限と、国民の協力の関に指示する規定は、基本的人権の尊重を根本原理とする憲法との関係も加えんとすれば、「憲法の範囲内」を掲げた法整備の原則が覆ることになる。

それは、武力攻撃事態には「おそれある場合を含む」として、その点も絡む。99年に法整備された日本の周辺事態との境目が不明確になることだ。政府は「ダブルの場合もある」と認めるが、例えば、台湾海峡が緊迫した場合、即日本有事と認定される可能性が生じる。そもそも、周辺事態の概念自体が極めてあいまいであり、現行法では該当しない日本有事の地域や事態が、新たな法制によって一気に拡大する恐れがある。日本の安全保障政策、外交方針の転換につながる問題だけに、慎重かつ明確に議論すべきである。

テロや不審船の対応にも、法案は必要な施策を講じる」としては、既に政府は「大規模なテロは武力攻撃に当たる」と、与党内々に説明している。

しかし、テロへの対応には、警察や消防も含めたあらゆる機関や組織が、首長を問わずに当たること求められるだろう。それを、自衛隊の行動の中で位置付けることには、大きな問題がある。

不審船の問題も、まず治安の維持、警察活動で対処するのが公海上のルールだ。東シナ海で追跡と停止のため、海上保安庁が銃撃しただけでも、中国は「武力行使」と異を唱えた。自衛隊の出動体制を整えるための国内の法制と同次元で検討されるべきではない。

国民の保護などを含め、法制は遅滞なく議論されるべきだが、一方で整備を2年内と法案に明記し、期限を区切って審議するやり方はよくない。国民が十分理解しなければ、首相の命令も実効が伴わなくなる。

あいまいな法制許されぬ

国民が納得のいく議論を

で問題をほらんでいる。緊急事態に、大統領や首相に強い権限を与えることは、憲法で定めている国が多い。自衛隊行使の明文規定もない日本の憲法では、そうした非常権限を想定していない。武力攻撃事態法案は、土地の使用など自治体への指示を知事や市町村長が従わない場合、首相が

代執行でさまざまな措置をせよとしている。これでいいのか。首相が指図できる指定公共機関にNHKを明示した。言論・報道の自由、国民の知る権利が侵される恐れがある。法案がその他の「公共的機関」とあいまいに規定した対象に民放や新聞、雑誌、出版も加えんとすれば、「憲法の範囲内」を掲げた法整備の原則が覆ることになる。

それは、武力攻撃事態には「おそれある場合を含む」として、その点も絡む。99年に法整備された日本の周辺事態との境目が不明確になることだ。政府は「ダブルの場合もある」と認めるが、例えば、台湾海峡が緊迫した場合、即日本有事と認定される可能性が生じる。そもそも、周辺事態の概念自体が極めてあいまいであり、現行法では該当しない日本有事の地域や事態が、新たな法制によって一気に拡大する恐れがある。日本の安全保障政策、外交方針の転換につながる問題だけに、慎重かつ明確に議論すべきである。

テロや不審船の対応にも、法案は必要な施策を講じる」としては、既に政府は「大規模なテロは武力攻撃に当たる」と、与党内々に説明している。

しかし、テロへの対応には、警察や消防も含めたあらゆる機関や組織が、首長を問わずに当たること求められるだろう。それを、自衛隊の行動の中で位置付けることには、大きな問題がある。

不審船の問題も、まず治安の維持、警察活動で対処するのが公海上のルールだ。東シナ海で追跡と停止のため、海上保安庁が銃撃しただけでも、中国は「武力行使」と異を唱えた。自衛隊の出動体制を整えるための国内の法制と同次元で検討されるべきではない。

国民の保護などを含め、法制は遅滞なく議論されるべきだが、一方で整備を2年内と法案に明記し、期限を区切って審議するやり方はよくない。国民が十分理解しなければ、首相の命令も実効が伴わなくなる。

法整備の原則が覆ることになる。

それは、武力攻撃事態には「おそれある場合を含む」として、その点も絡む。99年に法整備された日本の周辺事態との境目が不明確になることだ。政府は「ダブルの場合もある」と認めるが、例えば、台湾海峡が緊迫した場合、即日本有事と認定される可能性が生じる。そもそも、周辺事態の概念自体が極めてあいまいであり、現行法では該当しない日本有事の地域や事態が、新たな法制によって一気に拡大する恐れがある。日本の安全保障政策、外交方針の転換につながる問題だけに、慎重かつ明確に議論すべきである。

テロや不審船の対応にも、法案は必要な施策を講じる」としては、既に政府は「大規模なテロは武力攻撃に当たる」と、与党内々に説明している。

しかし、テロへの対応には、警察や消防も含めたあらゆる機関や組織が、首長を問わずに当たること求められるだろう。それを、自衛隊の行動の中で位置付けることには、大きな問題がある。

テロ、不審船先送り

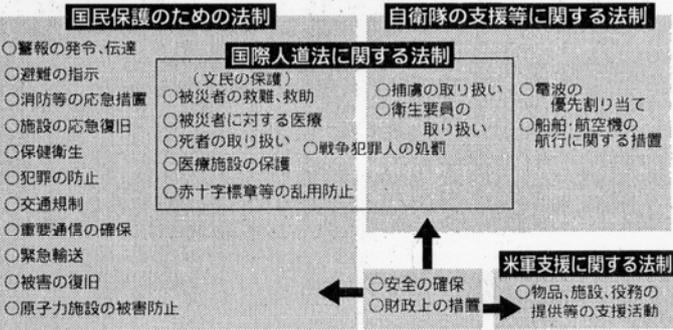
有事3法案閣議決定

「使い勝手の悪い、いびきな法案」(防衛庁幹部)。16日閣議決定される有事法制関連法案に、政府当局者はホッとした表情を浮かべつつ自嘲気味に語る。テロや不審船対策の先

包括整備に足掛かり

送りの、国民保護法制の欠落など、積極派も慎重派も不満の残る内容だからだ。とはいえ、四半世紀かけて水面下で「研究」されてきた有事法制を、初めて国会審議の俎上に載せることの意味は極めて重い。積み残しの課題を抱えつつ、政府は包括的有事法制の整備へと大きくかじを切った。

●今後整備される見込みの事態対処法制



「緊急事態基本法案」産が危険にさらされる事権発足後、内閣官房が作成した有事法制試案の名称である。政府は当初、日本への武力攻撃だけでなくテロやゲリラ、不審船などを進める方針を周囲に示し、昨年9月11日

集団的自衛権が課題

有事法制整備は日米安保条約の中で法的枠組みがすぼり抜け落ちていた第5条(日本有事)を条約締結以来42年ぶりに埋める意味合いがあり、日米両政府は「日米安保体制の効果的・効率的な運用に貢献する」(竹内行夫外務事務次官)と受け止めている。

冷戦後、日米同盟を世界安保戦略の中核と位置づける米国の思惑に引きずられる形で、日米安保強化は着々と進んだ。日米安保を再定義した96年の日米共同宣言を皮切りに97年の新ガイドライン策定、99年の周辺事態法制定と続いた。00年10月には、その後

にブッシュ米政権の国務副長官となったアーミテージ氏ら超党派の日本専門家グループが、有事法制整備とともに、集団的自衛権の容認を求め、対日政策の報告書を公表。米軍の強い要請が有事法制整備を後押ししたの否めない。

直接武力攻撃を受ける事態は想定しにくい。むしろ今回の有事立法整備は、近隣諸国がからむ周辺有事をも念頭に置いていることが特徴だ。

武力攻撃事態法案は武力攻撃事態の定義として「武力攻撃(おそれのある場合を含む)が発生した事態」と事態が緊迫

する。小泉純一郎首相が今年1月4日、通常国会への有事法制関連法案提出を明言したが、自民党の山崎拓幹事長ら国防族を勢いづかせた。防衛庁が20年以上も研究してきた「自衛隊の行動を円滑化する法制」の実現に向け、国防族は拙速でもできる部分からやるべきだと攻勢に出る。

テロや不審船対策も重要と強調する小泉首相の意向を受けた官邸サイドは、自衛隊法改正だけでなく将来の基本法制定を盛り込んだ有事法制整備の推進法(プログラム法)も提出しようとしたが、

有事論議の幅を広げたくない公明党が抵抗、自民と公明の思惑が、今回の法案を日本に対する「武力攻撃事態」に限定するとの考えで一致し、与党内の流れは決まった。その後の法案作成作業は突貫工事だった。公明党が国会承認規定などを加えるよう求め、法案の姿は「毎日」のように変わった(与党幹部)。出てきたものは有事法制の国会提出を急ぐ政府・自民党と対案範囲を狭めようとする公明党の妥協の産物だった。

の米同時多発テロ後、自衛隊に重要施設の警備権限を与える自衛隊法改正が浮上したが、警察庁の反対で米軍基地などに限定された経緯をみても、関係行政機関の権限や事務の調整に手間とることは明らかだった。

しかし、この法案は結局、日の目を見ずに終わる。小泉純一郎首相が今

部は、テロや不審船にこだわった首相に不満があるのではとの問いに「冷戦の時代からずっとできなかったことができる段階まで来ている。首相の気持ちには、くんでやってきたつもりだ」と言う。

テロや不審船対策も「必要な施策」を講じるとの規定が盛り込まれ、首相自身にとっても名を捨て実をとった最終案といえた。政府・自民党内では早くも、武力攻撃事態法案を改正して緊急事態全般を対象としたものに発展させる案などがさやかれている。立田宗徳

クローズアップ

2002

close up 2002



政府・与党の有事3法案 公共機関は首相統制下に

戦争への協力 国民に「努力」義務

放送、医療、通信、交通など国民のライフライン（生活基盤）にかかわるすべての公共機関を首相の統制下におき、戦争協力を「義務」とし、国民には「努力」を努力義務とする。政府・与党が十六日に閣議決定し、国会に提出しようとしている武力攻撃事態法案など有事三法案には、憲法を停止させるような重大な内容が盛り込まれています。

政府は十日、武力攻撃事態法案要綱に、新たに国民の協力という項目を挿入。政府や地方公共団体、指定公共機関が対処措置を実施する際に、「国民は、必要な協力をするよう努めるものとする」と明記しました。

政府の有事法案は、自衛隊法改悪案で物資保管命令違反での「罰則」（六月以下の懲役または三十万円以下の罰金）が明記されているのに加え、強制力が格段に強まります。戦争協力を拒否した者は「非国民」扱いされかねない危険が出てきました。

一方、政府・与党は、有事の際に首相の指示・執行権がおよぶ指定公共機関について、災害対策基本法を急頭にさらに拡大する方向で検討しています。現在、災害対策基本法で指定されている指定公共機関は六十機関（表参照）。有事法案で指定公共機関に指名されれば、政府が決める対処基本方針を実施する「義務」を負う戦争協力機関にされます。しかも、方針の実施について、首相の指示を受けたり、強制執行されるなど、強力な統制を受けます。

「指定公共機関」で働く人々には「職務命令」という形で、戦争協力のための動員が強制される危険も

これだけの公共機関が戦争協力機関に

- 経済** 日本銀行
- 医療** 日本赤十字
- マスコミ** 日本放送協会（NHK）、民放（検討中）
- 道路** 日本道路公団、首都高速道路公団、本州四国連絡橋公団
- 鉄道** JR 7社
- ダム** 水資源開発公団
- 空港** 新東京国際空港公団、関西国際空港株式会社
- 輸送** 日本通運
- 通信** NTT、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、KDDI、NTTドコモ9社
- 電力** 北海道・東北・東京・北陸・中部・関西・中国・四国・九州・沖縄の10電力、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社
- ガス** 東京ガス、大阪ガス、東邦ガス
- 原子力** 核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所
- 研究機関** 独立行政法人消防研究所、同防災科学技術研究所など10機関

（災害対策基本法の「指定公共機関」から）

NHKや民放でも災害時のように警報を流すだけではすみません。政府発表を垂れ流し、事態の真相や国民の被害、国際社会の反応など、必要な報道がおこなわれなくなり、言論・報道の封殺につながります。

【防衛庁】
自衛隊法等の検討状況等についての検討状況

項目	関係法令	問題点の概要	検討項目
現行規定の補備の問題	自衛隊法第103条	<ul style="list-style-type: none"> 同条による措置をとるに際して、処分の相手方の居所が不明の場合等、公用令書が交付できない場合についての規定がない。 同条による土地使用に際して、その土地にある工作物を撤去しうる規定がない。 同条による物資の保管命令に従わない者に対する罰則規定がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 公用令書を交付することができない場合の措置。 土地にある工作物等を撤去するための措置。 物資の保管命令に従わない者等に対する罰則規定の整備。
現行規定の適用時期の問題	自衛隊法第103条 自衛隊法第22条	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊法第103条による土地使用の時期、第22条による特別の部隊の編成等の時期については、いずれも防衛出動命令下命令後から行うものでは間に合わないことがあるので、例えば、防衛出動待機命令下命令時からこれを行うようになることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 防衛出動命令下命令前において陣地構築等の必要がある場合、土地の使用権限の取得に関する手続。 自衛隊法第22条による特別の部隊の編成等の時期については、平成10年の自衛隊法改正により問題点が解消。
新たな規定の追加の問題		<ul style="list-style-type: none"> 部隊が緊急に移動する場合に公共の用に供されていない土地等の通行を可能とする規定が必要。 防衛出動等機会命令下にある部隊が被害を受けた場合に部隊の要員を保護するため武器の使用を可能とする規定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路等が通行できないような場合の措置。 防衛出動に向け準備運動を行っている隊員の武器使用権限の整備。
現行法令に基づく法令の未制定の問題	防衛庁職員給与法第30条	同条は、出動を命ぜられた職員に対する出動手当の支給、災害補償その他の給与に必要となる特別の措置について別に法律で定めると規定しているが、この法律が未制定。	<ul style="list-style-type: none"> 防衛出動手当（仮称）、公務災害補償の特例設置。

2 他省庁所管法令についての調整状況

項目	関係法令	問題点の概要	調整状況
部隊の移動・輸送についての問題	道路法 道路交法	<ul style="list-style-type: none"> 部隊の移動等のために、損傷している道路等を通行しなければならぬ場合、「道路法」上、道路管理者以外の者が道路工事をを行う場合には道路管理者の承認を得る必要があること等から、部隊自らからその補修を行えないことがある。したがって、有事に際して、損傷した道路等を帯りなく通行できるように「道路法」に関して特例措置が必要。 有事の際に、自衛隊隊員が期間内に運転免許の更新を行うことが困難な場合も考えられ、運転免許の有効期限を延長するための特例措置が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置について国土交通省と調整中。 特例措置について警察庁と調整中。
土地の利用についての問題	海岸法 河川法 森林法 自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> 「海岸法」等においては、国土の保全に際する等の観点から、一定の区域について立ち入り、木竹の伐採、土地の形状変更等に対する制限等が設けられ、土地を使用する場合には、原則として法令で定められている手続が必要。しかしながら、有事に際して部隊が陣地を構築するために土地を使用する必要がある場合には、それらの手続をとるにまがらないことなどが考えられることから、「海岸法」等に関して特例措置が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置について国土交通省、農林水産省及び環境省と調整中。 左記関係法令の他、土地区画整理法、都市公園法、首都圏近郊緑地保全法、都市計画法、都市再開発法、都市緑地保全法等の法律についても調整中。
構築物建造についての問題	建築基準法	「建築基準法」は、構築物を建築する際の工事計画の通知等の手続、構造の基準等を定めている。有事の際に、航空機用えんば、指揮所等を建築する際には、速やかに建築を進めるために、「建築基準法」に関して特例措置が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置について国土交通省と調整中。
衛生医療についての問題	医療法	「医療法」によれば、病院等は同法に定める構造設備を有することとされている。しかしながら、自衛隊の設置する野戦病院等は、部隊の移動に合わせて移動する必要があるため、構造設備等の基準を満たすことは困難であると思われる。したがって、有事に際して自衛隊の設置する野戦病院等については「医療法」に関して特例措置が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置について厚生労働省と調整中。
戦死者の取扱についての問題	墓地、埋葬等に関する法律	「墓地、埋葬等に関する法律」によれば、墓地以外の場所に埋葬すること、火葬場以外の場所で火葬すること等が禁じられている。しかしながら、有事に際して戦死者は、入道上、衛生上の見地から、部隊が埋葬等を行うことが考えられることから、「墓地、埋葬等に関する法律」に関して特例措置が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置について厚生労働省と調整中。

不審船海自艦が即応

武装前提に対策

新型ミサイル艇導入

3省庁指針

東シナ海で昨年十二月に起きた不審船銃撃事件を受け、外務、防衛、海上保安の三省庁がまとめた今後の不審船対策の指針の全容が十一日までに明らかになった。当時、銃撃戦の発生現場に海上自衛隊護衛艦の到着が間に合わず、海保側との連携のまずさが指摘されたことから「工作船の可能性の高い不審船については当初から海上自衛隊の艦艇を派遣」と明記。不審船がロケット砲で重武装していた教訓から、海上自衛隊に①艦橋に防弾措置を講じた新型ミサイル艇の導入②相手船に発射した銃弾が不規則に跳ね返る「跳弾」を避けるため特殊な弾丸の使用③必要員の安全確保策も求めた。

文書は「九州南西海域が対処」と、自衛隊の迅速な展開の必要性を強調し、「果」と題し、現行の海保と海保の共同対処マニュアル以外に、政府全体として武装不審船に対する「対応要領」を策定するよう要望。「海保の対処が著しく困難な場合は、機を失することなく海上警備行動を発令し自衛隊を研究しつつ、さらに検

討」と、具体策を挙げる。EJ2を接する中国を刺すのを避けた。自民、保守両党の一部に積極論のあつたEJ2での不審船への危害射撃の可否についても「慎重に検討する」と消極姿勢を示した。

今月下旬に予定している沈没した不審船の潜水調査や、その後の引き揚

げ作業の表現を視野に、EJ2を接する中国を刺すのを避けた。自民、保守両党の一部に積極論のあつたEJ2での不審船への危害射撃の可否についても「慎重に検討する」と消極姿勢を示した。

このほか防衛庁と海保の連携に関し、不審船発見の情報伝達が遅れたこと

を踏まえ「不確実であっても早い段階から内閣官房・防衛、海上保安両庁間で、情報を適切に共有」するとし、現場に展開する自衛隊哨戒機から所屬基地への写真画像伝送能力の強化なども盛り込んだ。

米国と日本： 成熟したパートナーシップに向けて

2000年10月

安全保障

アジアにおける利害関係が非常に大きいことから、アメリカと日本は緊急に、21世紀の両国関係に関して共通の認識とアプローチを発展させる必要がある。アジアにおける紛争の可能性は、目に見える、そして「真の」米日防衛関係により劇的に低減した。日本が提供している基地の使用により、アメリカは、太平洋からペルシヤ湾にいたるまでの安全保障環境に影響を与えている。共同防衛計画の基本である米日防衛協力指針(ガイドライン)の改定は、太平洋をまたぐこの同盟で日本が果たす役割の増強に向けた、上層ではなく、基礎とみなすべきであり、しかも、冷戦後の地域状況の不確実性は、二カ国間の防衛計画によりダイナミックな取り組みを必要としている。

日本が集団的自衛権を禁止していることは、同盟間の協力にとって制約となっている。この禁止事項を取り扱うことで、より密接で、より効果的な安全保障協力が可能になる。これは日本国民のみが下せる決定である。アメリカは、これまでも安全保障政策の特徴を形成する日本国内の決定を尊重してきたし、今後もそうすべきである。しかし、アメリカ政府が明確にしなくてはならないことは、日本がより大きな貢献をおこない、同盟のより対等なパートナーとなる意志をもつことを歓迎するということである。

われわれは、アメリカとイギリスのあいだの特別な関係を、米日同盟のモデルと考えている。そのためには、次のような要素が必要である。

- 防衛への誓約の再確認。アメリカは、日本と、尖閣諸島を含む日本の行政上の管轄下にある地域の防衛にたいする誓約を再確認すべきである。
- 改定された米日防衛協力のためのガイドラインの誠実な実行。これには、有事立法の成立も含まれる。

- アメリカの三軍すべてと日本の全自衛隊との力強い協力。アメリカと日本は、軍事施設の使用を高め、演習活動の統合に向けて努力すべきであり、1981年に合意された軍艦の役割と任務の再検討と更新をおこなうべきである。両パートナー国は、旧式の訓練のやりかたの踏襲ではなく、実戦なみの訓練に時間と努力を注ぐべきである。また、国際的テロや国境を越えた犯罪活動などの新たな問題や長年にわたる潜在的脅威に対応するにあたっての相互支援のあり方、平和維持・平和構築活動における協力のあり方を定義すべきである。

● 平和維持・人道的救援活動への全面的参加。日本は、1992年に自ら課した制約を取り払い、他の平和維持活動参加諸国に負担をかけないようにする必要がある。用途が広く、機動性、柔軟性、多様性に富み、生存能力の高い軍隊づくり。その調整は、どのようなものでも、たんに理論上の数に基づくものでなく、地域的安全保障上の環境を反映すべきである。こうした過程のなかで、戦力構成に加えらるる変更は、協議と対話を通じた、またお互いが合意可能なものであるべきである。アメリカは、技術的変化と地域的な情勢の進展を利用して、日本列島における米軍プレゼンスを再編すべきである。われわれの能力が維持できる範囲で、日本における米軍の足あとを縮小するよう努力すべきである。これには、引き続き米軍の整理統合や、1996年の沖繩にかんする米日特別行動委員会(SACO)合意の実施などが含まれる。

- 日本がアメリカの防衛技術を優先的に利用できるようにする。防衛技術は、米日同盟全体の不可欠な構成要素とみなされなければならない。われわれは、アメリカの防衛産業を奨励して、彼らが日本企業との戦略的同盟を結ぶことで、最先端の軍事のおよび両面利用技術の双方向の流れを促進するべきである。

● 米日のミサイル防衛協力の範囲の拡大。

こうしてわれわれが日本により大きな役割を提唱することにより、両国で健全な議論がおこなわれるであろう。そうした議論がすすむなか、アメリカ政府関係者と議員は、日本の政策がアメリカの政策に必ずしもすべての側面でも一致するわけではないことを認識せざるを得なくなるだろう。いままや、責任分担を権力の分担に発展させる時期が来ており、これはつまり、アメリカの次期政権は、この権力分担の実現に必要な時間を相対費やさねばならないことを意味している。

